

衆議院総務委員会ニュース

【第212回国会】令和5年11月9日（木）、第3回の委員会が開かれました。

1 国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律案（内閣提出第6号）

- ・鈴木総務大臣、小森総務大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・宮本岳志君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民、吉川赳君（無） 反対－共産）
- ・根本幸典君外4名（自民、立憲、維新、公明、国民）から提出された附帯決議案について、石川香織君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民、共産、吉川赳君（無））
（参考人）国立研究開発法人情報通信研究機構理事長 徳田英幸君
（質疑者）川崎ひでと君（自民）、平林晃君（公明）、湯原俊二君（立憲）、おおつき紅葉君（立憲）、岡本あき子君（立憲）、阿部司君（維新）、中嶋秀樹君（維新）、西岡秀子君（国民）、宮本岳志君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

川崎ひでと君（自民）

- （1） I D・パスワードにぜい弱性がある I o T機器の定義及び同機器へのサイバー攻撃により生じる脅威
- （2） N O T I C E（I D・パスワード等にぜい弱性がある I o T機器の調査・注意喚起）の成果及び評価
- （3） I o T機器メーカーの協力及び利用者の意識向上の重要性
- （4） サイバーセキュリティ対策の重要性を国民と共有する必要性
- （5） 本改正案により新たに N O T I C Eに加わる対象

平林晃君（公明）

- （1） N I C Tにおけるサイバーセキュリティ分野の体制を強化する必要性
- （2） サイバーセキュリティに関する知識が少ない機器利用者へのサポート体制
- （3） サイバーセキュリティ人材育成に向けた総務省の取組
- （4） 偽情報問題についての総務省の対策
- （5） N I C Tが今後特に力を入れていく研究開発分野

湯原俊二君（立憲）

- （1） サイバー攻撃に対応する人員等の体制強化
- （2） セキュリティ分野の知識を持った人材の民間流出及び知識悪用に対する懸念
- （3） 特定アクセス行為（I D・パスワードにぜい弱性がある I o T機器への接続）における通信の秘密の担保
- （4） 能動的サイバー防御
 - ア 体制整備の準備状況
 - イ 憲法との関係を巡る議論を行う必要性

- ウ 通信傍受法上の手続きとの関係
- エ 専守防衛との整合性

おおつき紅葉君（立憲）

- (1) 他国におけるNOTICEと同様の取組
- (2) システムインテグレータ等によってもたらされたぜい弱性の削減に向けた取組の方向性
- (3) ぜい弱性のあったネットワーク機器の利用形態や利用状況の分析
- (4) 機器のぜい弱性に係る注意喚起をより確実な手段に見直す考え
- (5) 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会として、新たな団体が認定される可能性
- (6) NOTICEにおけるNICT等の体制・人員の強化
- (7) NOTICEサポートセンター業務の目的と財源との関係

岡本あき子君（立憲）

- (1) 多様化するサイバー攻撃への対策の方向性
- (2) NICTにおける研究環境
 - ア 女性研究者の積極的登用の方向性
 - イ 研究者が専念できる研究環境づくり
- (3) 総務省におけるNTT法見直しの検討状況
- (4) 所得税定額減税
 - ア 減税に伴う地方交付税の減収を国が補填する必要
 - イ 事業所・個人事業主に対する事務負担

阿部司君（維新）

- (1) 法改正に至る立法事実及びNOTICEの取組を実施しない場合のリスク
- (2) サイバー攻撃の増加がもたらす脅威
- (3) NOTICE
 - ア これまでの実績及び成果
 - イ 調査対象拡大により見込まれる効果及び機種の特定が困難である場合の対策
 - ウ 特定アクセス行為における「通信の秘密」及び「個人情報保護」に向けた対策
 - エ 本取組に対する国民の認知度
 - オ 国民に向けた普及啓発の強化

中嶋秀樹君（維新）

- (1) NOTICEサポートセンターの運営
 - ア NICTではなく総務省が運営を行う理由
 - イ 電波利用料を運営費の財源とする理由
- (2) 特定アクセス行為の対象範囲
- (3) I o T機器の定義
- (4) 特定アクセス行為の対象外である機種についての対応
- (5) 特定通信・放送開発事業実施円滑化法を廃止する理由

西岡秀子君（国民）

(1) NOTICE

- ア 特定アクセス行為を伴うNICTの業務を延長する理由
 - イ これまでの実績と総務省の評価
 - ウ 通信の秘密やプライバシー侵害事案の有無
 - エ NICTの秘密保持義務の強化方針
 - オ 能動的サイバー防御との関係
 - カ IoT機器の製造事業者との連携に係る総務省の取組方針
- (2) 我が国のサイバー空間のセキュリティ向上についての政府の方針
- (3) NICTの体制強化と人材育成の方針についての大臣の見解

宮本岳志君（共産）

- (1) 特定アクセス行為の法的な位置付けの確認
- (2) NOTICEの運用体制と業務の外部委託
- ア 業務体制と人員強化の必要性
 - イ 外部委託の範囲とその改正趣旨
 - ウ 外部委託に伴う情報漏えい対策
- (3) 特定アクセス行為に係る安全管理措置の状況